

体育館使用内規

- 1 体育館の管理運営について必要な事項を定め、本学の学生、職員の健全な体育ならびに文化活動に資する。
 - 2 体育館の休館日は次のとおりとする。
 - (1) 1月1日から1月3日まで
 - (2) 12月29日から12月31日まで
 - (3) 土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める日並びに開学記念日
※上記の日にかかわらず、使用の目的に応じて必要と認める場合は開館することがある。
 - 3 体育館を使用できる場合は体育教科を除いて次のとおりとする。
 - (1) 大学行事はクラブ活動に優先するものとする。
 - (2) クラブ活動等に使用する場合は、体育教員の承認の上、学生室の許可を得ること。
 - (3) 個人または少人数で課外活動を行う場合は、責任者を定めて学生室に施設等使用許可願を提出すること。
 - 4 学外者多数をまじえての使用は原則として承認しないものとする。
 - 5 施設の使用について許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 館内での土足は禁じ、必ず体育館シューズ又は上履きを使用すること。
 - (2) 館内は禁煙とし、また火気の使用を禁ずる。
 - (3) 体育器具を使用した場合は所定の場所に返納すること。
 - (4) 机・椅子等を使用する場合は床用カーペットを敷き使用すること。
 - (5) 放送設備等を使用する場合は総務室又は学生室に申し出ること。
 - (6) 照明設備を使用する場合も前項と同様とする。
 - (7) 使用を終了した時は、体育教員、総務室、学生室又は警備員のだれかに報告すること。
 - (8) 出入口の解錠、施錠は上記関係者の指示を得ること。
 - (9) 館内に貼紙、掲示等は原則として出来ない。
 - (10) 施設器具等を滅失、破損等をしたときは、すみやかに体育教員および総務室に届け出ること。この場合、事情によって弁償しなければならない。
 - 6 使用時間は原則として次のとおりとする。
 - (1) 平日 9時～19時
 - (2) 土曜日・日曜日・祝祭日 許可の時間とする。
- 附 則
- (1) この規程は、昭和50年4月1日から施行する。
 - (2) この規程は、平成5年4月1日から施行する。
 - (3) この規程は、平成19年4月1日から施行する。